



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヴェストプロイセンにおけるネーデルラント系メンノー派コロニーの形成とその経済活動(1525-1772)(2)
Author(s)	石坂, 昭雄
Citation	経済學研究, 35(1), 17-33
Issue Date	1985-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31679
Type	departmental bulletin paper
File Information	35(1)_P17-33.pdf



ヴェストプロイセンにおけるネーデルラント系 メンノー派コロニーの形成とその経済活動 (1525-1772) (2)

石坂 昭雄

目次

- I 序
- II ネーデルラントにおける宗教改革運動と再洗礼派
- III 16世紀初頭のヴェストプロイセン
(以上 第34巻第4号)

IV プロイセン公国におけるネーデルラント人の移住とその挫折 (1527~1563)

このように、多数の聖餐象徴主義者や再洗礼派のネーデルラント人亡命者を迎えたプロイセンにあって、最初に彼等を受容れ、農村や都市近郊にその定住地を提供したのは、丁度1525年に宗教改革を実行して世俗の領邦プロイセン公国に脱皮したばかりの旧ドイツ騎士団国家、オストプロイセンであった。

すでに述べたように、ドイツ騎士団最後の総長アルブレヒト・フォン・ブランデンブルクは、1519年にポーランドに対する最後の反撃に失敗した後、1525年、4年間の休戦明けとともに、遂にドイツ騎士団国家の世俗化に踏み切り、ドイツで始まったばかりの福音主義を導入し、オストプロイセンをポーランド王の封土たるプロイセン公国 Herzogtum Preußen に改組した。こうして、ポーランドとドイツ騎士団国家との宿年の抗争は、前者の優位の下に一応

の決着がつき、プロイセンの地に平和が甦ったとはいえ、長年の戦乱は大きな傷痕を残したのである。そもそも、新領邦プロイセン公国の東部のリタウエン Lithauen や東南部のマズーレンは、『荒地』 Wildnis と呼ばれる人家も稀な低湿地や沼沢地ないし森林地帯であり、ドイツ騎士団領時代からの開拓は専ら中央部や西部に限られていた。しかし、ポーランド領と境を接する高地地方 Oberland の荒廃は著しく、多くの住民や家畜が殺傷され、残った農民はポーランドやエルムラント司教領に逃れ、何百もの村落が消え失せて耕地や牧草地は灌木の生い茂るに任されていた。例えば、ホーランド大管区 Hauptamt Holland (Preußisch-Holland) のシュマウフ Schmauch 教区では、1543年になっても19の所領中、10村は完全に無人と化しており、完全に占有されていたのは6ヶ村に過ぎなかった。同じくミュールハウゼン Mühlhausen 教区でも、14ヶ村中6ヶ村は廃墟と化し、完全に利用されていたのは4ヶ村に過ぎなかった³⁹⁾。このような状況の下で、新しい領邦君主アルブレヒトは、ポーランド人やリトワニア人農民——とりわけプロテスタントの——の『荒地』への移住奨励と平行して⁴⁰⁾、早くも1527年

39) Schumacher, *Niederländische Ansiedlung*, S. 21-22, Anm. 67.

40) Kuhn, *Geschichte der deutschen Ostsiedlung*, S. 6-22, 27-31.

に、荒廃した高地地方の復興の一環として、ネーデルラント人の入植を試みたのである。

このネーデルラント人移民による入植の構想がどのような経緯で浮び上ってきたかは全く不明であるが、もともとこの地は——ホーラントという地名が示す通り——東部ドイツ植民の時代にネーデルラントから多数の農民を受入れていたのであり、その流入は14世紀から杜絶えたとはいえず、ダンツィヒやケーニスベルクなどを通じてネーデルラントとの交流は盛んであった。それゆえ、ネーデルラント農村に過剰人口、とりわけ土地を失った農民が多数滞留し、条件次第では国外の植民に応ずる可能性もあったことは良く知られていたと思われるし、現に1516年にデンマーク王クリスチャン二世の招きで、184人の主として北ホーラント出身のネーデルラント人農民がアマーゲル島 Amager (首府コペンハーゲンの南) に入植していた⁴¹⁾。

まず1527年、ヘンドリック・クラスゾーン (アルクマール出身) Hendrik Claesz. van Alkmaar とトーマス・ラウレンスゾーン (シント・マールテン出身) Thomas Laurensz. van St. Maarten の二人の植民請負人 Lokator (ホーラント人の頭領 der Hollender Hauptmann) が、ホーラント大管区内の6ヶ村、即ちボルデーネン Bordehnen (バルダイネン Bardeyn), シュマウフ Schmauch, ティーアバッハ Thierbach (Tyrbach), リーベナウ Liebenau, プレーネン Plehnen, ロービットハイム (Pr. Robitheim) の内、合計420古クルム・フーフ altkulmische Hufe (7056ha) および付属する森林・放牧地・灌木林の払下げを受けた。その条件は、大凡次のようなものであった。(1)、入植者はクルム法による zu colmischen rechten 土地保有権と人格的自由を保証され、(2)、村長 Schulz と牧師を選任しうる。村長は、他のクルム法村落の場合と同様、街道裁判権 Straßengericht を除くすべての下級裁判権 Kleine Gericht を行使できる。(3)、この6

ヶ村に100家族を入植させる。(4)、地代は総額で年400マルクとする。ただし、最初の3年間は免除する。(5)、当該6ヶ村内で自由に魚獲・捕鳥を行い、また家屋・納屋の建築のために必要な木材を切出すのを認められる。(6)、賦役 Scharwerk は免除されるが、他の役務、租税、即ち〔臨時〕領邦税 Landsteuer や民兵 Landwehr などの軍役は他の農民同様果すことを義務づけられていた⁴²⁾。

このように、ネーデルラント人の開拓地では、ネーデルラントで一般的に見られた慣行、即ち村民が村長を選任する自治村長 Nachbarschulz 方式と、東部ドイツ植民以来この地で行われていた請負人の世襲村長⁴³⁾、いわゆる統治村長 regierender Schulz の中間の形態を採用し、村長は、請負人 (頭領 Hauptmann) の下位にあって行政・裁判の実務を担当した。なお、牧師の任命権は、ネーデルラント人の独自の、領邦教会 (ルター派) からは隔たりのある信仰に寛容な態度を示したからではなく、言語上の問題への配慮に出たものであろう。また、この当時は、再洗礼派の兵役拒否の思想が入植者の間に全く見られなかったことは、この契約

42) 入植特許状 (Bewielligung der Hollender vnd zwilassung, den 31. Januar 1527, wiedergedruckt in Schumacher, *Niederländische Ansiedlung*, S. 164-5) を参照。種々の公的賦役の免除は開墾労働の負担への配慮であったが、同時にネーデルラント人側もこれらの賦役を嫌っていたのであろう。なお、ここで述べられている軍役には、戦時の運搬・築城賦役の他、村長以下一村を挙げて民兵として兵役に加わる義務が含まれていた。阿部謹也、前掲書 177頁。なお、街道裁判権 Straßengericht とは、村落内を通過している街道上の犯罪について当該村落ではなく領邦君主が保有している裁判権を指す。

この特許状によれば、割当地は一戸当り4フーフエとなり、ドイツ騎士団時代のドイツ人農民の平均2フーフエを大きく越えているが、その中には原野・森林の部分も含まれるものと思われる。

43) ドイツ騎士団時代の請負人 Lokator は、村長の地位を兼ね、4～6フーフエの免租フーフエおよび下級裁判権収入の $\frac{1}{3}$ を与えられた代りに、軽装備の騎馬軍役を負っていた。Schumacher, *a. a. O.*, S. 86～7。阿部謹也、前掲書、173頁。

41) Kuhn, *a. a. O.*, S. 51 ff.

から見ても明らかである。

しかし、長年放置され荒れるに任された農牧地をもとに戻す作業は事実上開墾に等しく、またネーデルラント人農民もこのような仕事には全く不慣れであったから、予定の入植者が集まらず、入植者の一部さえもダンツィヒに退散する有様であった。こうして、請負人のクラスゾーン自身も入植の失敗を認めてポーランド領プロイセンに逃亡してしまった。残されたネーデルラント人農民は、ヘラルト・ファン・ウォルメル Geraard van Wormer を頭領に選び、アルブレヒト公から 150 マルクの資金と穀物の前貸を受け、入植地をボルデーネンに集中して再起を計った。そして 1529 年、新しい特許状 Handveste を交付された。その内容は、27 年のものをほぼ引継いでいるが、地代はフーフエ当り 4 マルクに変更された⁴⁴⁾。入植者達はネーデルラントに徴募人を派しあるいは手紙でこの入植地の有望なることを宣伝したため、故国では大きな反響を喚び、200 家族もの希望者が現れた。その結果、その代表者 3 人がケーニヒスベルクに赴いて、アルブレヒト公と直接入植条件を交渉したが折合わず、大量移住は実現せずに終わった。それでも、ボルデーネンを中心に新しい入植者を迎えたが、入植者内部の不和・家畜の疫病・狼の害などで入植者の窮迫が続く。かくて、実際の入植地は、ボルデーネン 25 フーフエ、ロービットハイム 6、リーベナウ 10 に止まり、残り 3 ケ村 166 フーフエは依然荒れたまま放置されていた。このような入植の停屯は、すぐ後に触れるようなルター派＝領邦教会側のネーデルラント人の信仰への嫌疑や反感と相俟って、領邦側の態度を厳しいものにしていった。こうして、1536 年、ホーラント大管区長エック・フォン・レッピハウ Eck von Reppichau は、6 ケ村中の未住のフーフエを

回収し、ドイツ人やポーランド人の農民にこれを分与した。もちろん、ネーデルラント人が彼等と混住する破目には陥らなかったとはいえ、ネーデルラント人のみの独立教区を維持して行くことは困難となった。それでもなお、最初の移住者たちは、ボルデーネンに踏み止まっていた。

しかし、その後またネーデルラント人の亡命者が増え始めたため、アルブレヒト公は、再びホーラント大管区内に新しい入植地を計画した。こうして、ヘルマン・ザッセン Herman Sassen, ニクラス・ゼーラント Niclassen Selandt, メルテン・ヤンセン Mertten Janße, フーゴー・フォン・ハーゲン Hugo von Hagen, パウル・ラウ Paul Lau, ピーテル・ヤコブズゾーン Pieter Jacobszoon の 6 名を代表とするネーデルラント人と、1538 年 11 月に交渉が進み、1539 年 2 月、廃村となっていた公領地シェーンベルク Schönberg の 40 フーフエが下付された⁴⁵⁾。これらの入植者は、世襲クルム農民の資格で土地保有権を認められ、最初の 5 年間は猶予、後年 200 マルク(フーフエ当り 5 マルク)を負担することと定められ、他方一切の賦役——風水車・道路・橋など——が免除され、また軍役義務も削除されていた。なお、入植地の不足の場合には、南隣の廃村ユーデンドルフ (40 フーフエ) が追加されることとなってい

45) 代表者のうち、ヘルマン・ザッセンは北ネーデルラント(デーフェンテル)で再洗礼派の説教師として活動した人物であった。また、フーゴー・フォン・ハーゲンは、後にダンツィヒ市領農村の干拓事業の指導者の一人となったハイヘ・マティスゾーン Huyge Matthysz. van Gravenhage で、彼は、泥炭製造 plach snijder, 織工, 匙作り, 小間物商を経ながら、ス・ヘルトヘンボスやファルケンビュルフで再洗礼派の布教師として活動している。またパウル・ラウは、ポンプ製造業者の息子で 1535 年、異端の嫌疑によりアムステルダムを追放された。cf. Penner, a. a. O., S. 371, Anm. 27, 28; H. van Alfen, "Documenten betreffende Jan van Sol en zijn Voorstel tot Vervolging der Wederdopers", *Archief voor Nederlandsche Kerkgeschiedenis*, Nieuwe Reeks, dl. 24 (1931), p. 217.

44) Schumacher, a. a. O., S. 24, 166-7. このフーフエ当り 4 マルクという貢租は、騎士戦争以前の一般の村落の負担——0.5~1, せいぜい 2 マルクと較べるとかなり重かった。

た。

この入植は順調に進み、40年代初頭にはシェーンベルクの40フーフエのみならずユーデンドルフの一部も利用されていた。そして、ボルデーネン地区の旧入植地でも、疫病で旧入植者の死に絶えた後を新しいネーデルラント人が埋めていた⁴⁶⁾。

このような農業移民と平行して、ケーニヒスベルク郊外にも、ネーデルラント人の手工業コロニーが誕生した。プロイセン公国の首都で旧くからの海港ケーニヒスベルクには、ダンツィヒに次いで多数のネーデルラント人亡命者が海路流入していたが、これらの亡命者、とりわけ手工業者は、ケーニヒスベルク 3 市 (旧市 Altstadt, レーベニヒト Löbenicht, クナイプホーフ Kneiphof)、とりわけ最も多くが住みついたクナイプホーフと激しい軋轢を生んでいた。市当局は、当局への反抗的態度、あるいは30年代以降は異端的信仰を理由に長年の慣行に逆って彼等への市民権賦与 (従ってツンフトに加入し営業を営む権利) を拒否し、市民に彼等への貸家を禁じ、しばしば正当な手続きを取らずに投獄していた。アルブレヒト公は、ネーデルラント側の報復を懸念して、市当局にネーデルラント人商人の扱いを和げるよう命じたが、同時にネーデルラント人手工業者のもたらした新しい工業の吸収にも大きな利益を認めていた。そこで公は一種の妥協策として、1540年に、ケーニヒスベルクの北隣の公領地ロースガルテン Roßgarten (馬の御料牧場)、トラーク

ハイム Tragheim, ザックハイム Sackheim を彼等に開放して土地の賃借と営業を認め、1542年にはこれら 3 村を自治体 Freiheit に昇格させた。こうして、ここに多数の麻織工や商人に加えて、大工・左官・石工・肉屋・ビール醸造業・酪農業など、ケーニヒスベルクの手工業と競合する色々の職種が営まれていた⁴⁷⁾。

しかし、このようなネーデルラント人亡命者に対する現地ドイツ人ルター派の反感は次第に強まり、非ルター派取締りを要求する強い圧力が公に加って来た。アルブレヒト公自身は、ドイツ諸侯に先駆けてルター派に帰依したものの、1540年代までは、決して厳格なルター派の立場に立ってはいなかったのみならず、彼の側近には、急進的福音主義者や再洗礼派運動にも関わりを持つ人々が幾人も見られた。とりわけ、ドイツ騎士団時代からアルブレヒト公の第一の顧問であったフリードリッヒ・フォン・ハイデック Freiherr Friedrich von Heydeck は、シュレージェンで有名な心靈主義者 Spiritualist カスパール・シュヴェンクフェルト Caspar Schwenckfeld と接し、彼との文通を続けただけでなく、その所領ヨハニスブルク Johannisburg にシュレージェンから説教師を招き、同派の亡命者を受容れてさえた⁴⁸⁾。また1536年から顧問に加ったクリスチアン・エントフェルダー Christian Entfelder も、1526～27年にモラヴィアの再洗礼派の説教師を勤めたことがあったし、有名な急進的福音主義者でカールシュタットの盟友ゲープハルト・ヴェス

46) Schumacher, a. a. O., S. 44-5. 入植特許状 (*Der Hollender vorschreibung zu Hollandt*, in Schumacher, a. a. O., S. 176-7) では zwumarck と記されているが、これは zwuhundert の誤記であろう。なお、宗教事項については、『既存の当該領邦令に従い』vormege vnser derhalben ausgegangenen Landts Ordnung gemeiß とのみ定められていた。このような再洗礼派の集団——後述するように、プロイセン公国内ですでに様々の紛議の種であった——を受容れたのは、とりわけ、エントフェルダーという有力な側近のとりなしの賜であろう。

47) Schumacher, a. a. O., S. 48-52. これら Freiheit の住民は、賦役義務を負わされており、代人を雇ってこれを提供しなければならなかった。

クナイプホーフは市内へのネーデルラント人流入は嫌ったが、市領農村 Lehensgüter へは、同じ1527年から、アルブレヒトの計画と競合する形で彼等を入植させようと試みた。

48) 1531年12月29日、ラステンブルク Rastenburg で、公およびハイデック臨席の下に、シュヴェンクフェルトと、ルター派の指導者シュペラトゥス Paulus Speratus との公開討論が行われている。

ターブルク自身、1542/3年にアルブレヒトの宮廷に滞在していた。加えて、宮廷には、ホラント派 *die holländische Hofpartei*、たとえば侍医のプリセウス *Johann Pryseus*、図書館長のポリフェームス *Felix Polyphemus* (König 1534年より)、さらににはエルビングのギムナジウムの校長職を逐われたグナフェウス *Willem Gnapheus* (公顧問、学院 *Pädagogium* の校長、1542年より)、などの有力者が仕えていた⁴⁹⁾。アルブレヒト公が、彼自身は積極的寛容政策を採ったわけではなかったにせよ、これらのネーデルラント人を受容れたのも、こうした側近のとりなしのゆえであった⁵⁰⁾。

もちろん、ルター派の領邦教会は、このようなネーデルラント人の信仰には疑いを隠さず、まだ再洗礼派が殆ど流入していなかった1534年に、ルター派の神学者でアルブレヒト公の顧問でもあり、ホーラント大管区の地帯を統轄するポメザニエン司教パウルス・シュペラートゥス *Paulus Speratus* が、『さまよえるオランダ人へ——プロイセンに迷い込んだネーデルラント人聖餐象徴主義者へ——』*Ad batavos vagantes, Ad belgas in Prussia errantes sacramentarios* と題するパンフレットを出して、彼等の信仰が正統的ルター派＝領邦教会からかけ離れていることを論難した。彼等に代って当時エルビングに住んでいたグナフェウスが匿名

でこれに答えているが、この論争はさし当って領邦国家側の特別の対応を引き出しはしなかった⁵¹⁾。しかし、1536年頃から、再洗礼派が多数入り込み、新生児の洗礼を命ずる村長の命に服さなかった。そして、教会令の定める儀式は無視し、牧師を置かず、自分たちのみで集会を開いて仲間から任命された説教師 *Prediger* が説教に当たっていた。こうした中で、等族議會をバックにしたルター派教会の強い圧力の前に、アルブレヒト公も、1543年、遂に全国の教会監察 *Examination* に踏みきり、領邦教会令に合致せぬ信仰の持主を追放することを決意した。しかも、ハイデックはすでになく (1536年死去)、グナフェウスらのフマニストたちも、再洗礼派を積極的に庇おうとはしなかった。ネーデルラント人農民は追放の猶予を歎願したが、公は残留希望者に対し、ケーニスベルクに出頭して自らの謬ちを取消すことを厳命し、結局、ボルデーネンとシェーンベルクの少数を除き、ケーニスベルク近郊を含め、殆ど全員がポーランド領プロイセンに退散した。そして宮廷にあって、グナフェウスはその国際的名声のゆえにドイツ人の大学関係者に妬まれており、その非正統派の信仰を攻撃され1547年にオストフリースラントのエムデンに去らねばならなかった⁵²⁾。こうして、その後も1547年、1550年と繰り返される教会監察 *Visitation* によって、ネーデルラント人亡命者達はますます厳しい監視下に置かれた⁵³⁾。

49) Penner, *Die ost- und westpreußischen Mennoniten*, S. 16-17, 41-42; Schumacher, *a. a. O.*, S. 54 ff.; この他、故郷のニーダーラインに帰って、ヴェスターブルクを援けて論陣を張っていた旧騎士団元帥 *Ordenmarschall* のイーゼンブルク伯 *Wilhelm, Graf von Isenburg* も、プロイセンに色々の影響を及ぼした。

50) ただし、アルブレヒト公自身は、再洗礼派を積極的に保護したことはなく、1532年にこの問題についてルターの助言を求め、また1535年には、ネーデルラントなみの厳しい再洗礼派取締りの勅令を発布している。Unruh, *a. a. O.*, S. 103. 1535年には、モラヴィアから逐われたフッター派の一部60家族がマリーエンヴェルダーに到着したといわれている。その大部分は国外に追放されたが、一部はハイデックの保護の下に残留したと伝えられる。

51) シュペラートゥスのパンフレットの原文は18世紀に失われ、今日に伝わっていないが、グナフェウスの反論は Schumacher, *a. a. O.*, S. 172-4.

52) Schumacher, *a. a. O.*, S. 46-7, 63. ネーデルラント人亡命者の入植について、ポリフェームスは、予め、『幼児洗礼を實行し、また騒ぎを起さぬならば、公は再洗礼派をも許容する』f. g. *die widderteuffer wol dulden wilt, wenn sie ihre kyndern lasßen teuffen und nicht auffrur machen* という条件を伝えていた。ebenda, Anhang, VII, VIII.

53) 1554/5年には、村長ゲルト・マラー *Gert Maler* が、免租フーフエを認められ、残り40フーフエを10年以内に入植させることを命ぜられている。1556年、村長はアドリアン・フロリッセン *Adrian Florissen* (後述29頁) に代っている。

然るに、後述するように、1547年以降ダンツィヒやエルビングが、その市領農村の低湿地にネーデルラント系再洗礼派を入植させるのに成功し、しかも高い地代を得たことは、プロイセン公国でもその入植計画を再浮上させることになった。1556年、ダンツィヒに住んでいたネーデルラント人ヤン・ファン・ソル Jan van Sol は、ダンツィヒに急増してきたネーデルラント人亡命者のために、エルビング市領に境を接するグロイルスベルク Greulsberg (44フーフェ)、ユーデンドルフ (40フーフェ)、ヴィーゼ Wiese (12フーフェ)、そして必要があればティアーバッハの旧入植地、さらにドラウゼン湖に面した森林・牧草地、エラーヴァルト Ellerwald およびブライテ・ヴィーゼ Breite Wiese の合計209フーフェ (3553 ha) の払下げを交渉し、1558年2月6日、ようやく許可がおりた。この許可状によると、入植者は前回と同じくクルム法による保有権と村落自治を認められ、地代は58年より12年間1フーフェ当り1½マルク、その後は3マルクと定められ、また他の農民同様、道路・橋・風水車・水路・教会建設の賦役を義務づけられた。そして、聖餐象徵主義者や再洗礼派などの教派はもちろん、ルター派以外の入植は禁ぜられた。また、入植者は立退きに際しては、大管区長の認める然るべき代人を立てることを義務づけられた⁵⁴⁾。この入植は順調に進み4月には住居の建築が始め

られたが、ここで大きな障害に行き当たった。それは、アルブレヒト公の側が、この入植でグロイルスベルクの旧来の住民が蒙った損失を新移住者に負担させようと計ったこと、そして何よりも、入植者の信仰についての監察が行われるという噂が流れたことにより、多くの入植者が土地を棄ててダンツィヒに逃げ帰ったためである。その一部は、新しい移住希望者によって埋められたが、彼等は個々の農家に広い土地の払下げを求め、4～3.5フーフェ単位でできるだけ多数の農民の定住を狙う公の要求と折合わなかった。こうして、公は59年8月、ヤン・ファン・ソルとの契約を破棄し、ドイツ人やポーランド人農民を代りに入植させた。こうして、残された少数のネーデルラント系農民は、これらルター派ドイツ人の波に呑み込まれ、1590年頃にはもはやその痕跡を止めていなかった⁵⁵⁾。

このように、プロイセン公国では、ルター派の領邦教会・都市、そして等族議会の強い圧力の下に、40年代以降再洗礼派に不寛容政策が採られ、このことがネーデルラント系農民の退散を惹起した。しかも、入植地として割当てられたホーラント大管区の村々は、むしろ三圃制による穀作に適した丘陵地であり、ネーデルラント、とりわけホラントやフリースラントの低湿地＝酪農地帯の出身者には、その開墾作業は困難を極めたのである。しかも、優良な牧草地に乏しく、また近くに有力な農産物市場のないこの地で、故郷と同様の農業経営を再現することは不可能であった⁵⁶⁾。こうしたネーデルラント系農民の入植の不調が公やその側近に、再洗礼派を黙認するだけの経済的動機を奪い、代りに丘陵地の開墾労働に慣れたドイツ人やポーラ

54) 請負人ヤン・ファン・ソル Jan van Sol は、1520年頃、負債のため故郷のドルトレヒトを逃亡してダンツィヒに住みついてしたが、1550年に、ブリュッセルに現れ、ダンツィヒの再洗礼派に関する情報と有効な撲滅策を政府に売り込んだことで知られている。Vgl., Van, Alfen, a. w. このような人物が、なぜこの入植計画のリーダーになりえたのかは不明であるが、彼は、ホーラント大管区長ハンス・フォン・ヴィットマンズドルフ Hans von Wittmannsdorf に話を持ち込み、さらに宮廷付説教師ヨーハン・フング Johann Funk の斡旋によって公との交渉に入った。アルブレヒトは、最初の12年を2マルク、後、ダンツィヒ市領農村の例に倣って——4マルクとするよう希望したが、上述の線に決まり、代りに種々の賦役義務が残された。Schumacher, a. a. O., S. 178-181.

55) ebenda, S. 72-3.

56) たとえ、十分な牧草地を与えられたとしても、酪農業を発展させるためには十分な市場が確保されねばならない。しかし、1526年の領邦令により各都市は周辺農村を禁制下に置き、これら入植地はホーラント市場に出荷する義務を課せられ、事実この都市が先買権を行使したのであったから、酪農業の発展はこの点でも大きな障害にぶつかっていた。

ンド人農民を定住させることになったのである⁵⁷⁾。

V ダンツィヒ・エルビング両市の ネーデルラント系メンノー派

ところで、先に述べたように、ネーデルラントを逃れてプロイセンに渡った宗教亡命者の多くは、とりあえずダンツィヒやエルビングの港に上陸したのであり、その多くが都市の商人・手工業者、あるいは農村工業の生産者たちであったから、むしろ都市内への定住を希望していたことはいうまでもない。しかし、海上貿易を事実上ネーデルラント人に譲り渡し、ますますポーランド内陸部との取引にその基盤を移しつつあったこの両市にとって、季節的に訪れるネーデルラント船や商人、あるいはその代理人として夏期だけ滞在する居留者 *Lieger* は歓迎しうるものの、ネーデルラント人がここに定住して商業や手工業に従事することは、恐るべき競争者の出現に他ならなかった。ダンツィヒやエルビングは、ポーランド王への服属に当り、1485年に非市民 *Unbürger* のプロイセン全土での取引やツンフト加入（従って手工業従事）を禁止する特許状を認められたから、市民権を取得できぬ限り、一切の経済活動は非合法とされたが⁵⁸⁾、ルター派が勢力をえたこの両市は、ルター派以外の諸派——ポーランドに対する配慮からカトリックは別にして——を一切新市民として迎え入れなかった。とりわけ、再洗礼派＝メンノー派は、ルター派教会から見ても危険な集団と考えられ、とくに1535年のミュンスター事件により、政権転覆を計る暴力集団のレッ

テルを貼られることになったし、また手工業者層も、ルター派の牧師たちと同様、潜在的競争相手のネーデルラント人排撃の先頭に立っていた。また、飽くまでもカトリックの立場に立ち再洗礼派を排撃しようとするポーランド王の圧力も陰に陽に加っていた。他方で、メンノー派の側も、市民としての宣誓と兵役を拒否する以上、特別の配慮を設けぬ限り市民の資格は取得しえなかったのである。

こうした中で、ダンツィヒは早くも1539年から再洗礼派の追放、とりわけ市内（城壁内）からの追放を試みたものの、絶えず流入してくる亡命者の前に実効は不十分で、1545年、1552年、66年、72年と再三繰返されたのである⁵⁹⁾。しかも、市内を逐われた再洗礼派は、ダンツィヒのすぐ西郊にあるヴウオツフヴェック（レースラウ）司教の領地、アルト・シュットラント *Alt-Schottland*、ホッペンブルッフ *Hoppenbruch*、シトリッツ *Schidlitz*、シュトルツェンベルク *Stolzenberg*、あるいは北西にある市域外のノイ・シュットラント *Neu-Schottland* に定住し、土地を賃借し麻織物工業をはじめ各種の手工業を営んでいた。このことは勿論、ダンツィヒの手工業ツンフトの憤激的的となったのであり、市当局は司教に対し、彼等の追放を再三申し入れ、また国王を通じて働きかけたが、司教

57) なお、最後に1582年に、アントウエルペン出身のハンス・クラス・ファン・デア・ライエン *Hans Clas van der Leyhen* が、ケーニヒスベルクよりプレーゲル川を遡った低湿地に、再洗礼派以外、しかも農奴以外の農民を定住させる契約を結んだが、そのような農民をうることができず中止された。Penner, *Die ost- und westpreußischen Mennoniten*, S. 44.

58) Szper, *a. w.*, p. 34.

59) Simson, *a. a. O.*, II, S. 161; E. Keyser, "Die Niederlande und das Weichselland", *Deutsches Archiv für Landes- und Volksforschung*, VI-1/2 (1942), 161. ポーランド王ズィクムント二世アウグストは1556年、プロイセン議会で再洗礼派の追放を要求し、1566年には、再度そのための具体的方策を樹てることを求めた。また1586年に、オランダ独立戦争の余波（アントウエルペン陥落）で亡命者が急増することを恐れたシュテファン・パトリー王は、ダンツィヒ市当局に『宗教を変え 国家を転覆しようとするペストのごとき人間』*hanc pestem hominum, qui et religionem mutare et statum turbare assueti*を市内に入れぬよう強い警告を送った。Vgl., A. Goertz, "Mennoniten in den Thorer Niederungen", *Westpreußen-Jahrbuch*, 1963, 124; G. W. Kernkamp. (ed.), *Baltische Archivalia* ('s-Gravenhage, 1921), p. 273.

は終始彼等を保護し続けた。それは、『騎士戦争』でドイツ騎士団軍に焼き払われ荒廃したこの所領を復興させ高い地代を支払ってくれる再洗礼派は貴重な収入源であったし、司教から見ればカトリック教会からの離反者であるダンツィヒの敵を保護するのに何らの痛痒も感じなかった。こうして、この飛地は、ダンツィヒ地区メンノー派の中心となり、フランドル派がここに会堂を建てていた⁶⁰⁾。そして、後には、ネーデルラント人やスコットランド人、イングランド人などのカルヴァン派もここに住みつき、教団を形成していた⁶¹⁾。

市当局は、1565年にノイ・ショットラントを

- 60) このうちホッペンブルッフは、ベルブリン修道院 Kloster Pelplin の長期借地で、さらに、多くの住民に又貸されていた。1619年当時、ここの61軒中、23名がメンノー派で(麻織工3、毛織工1、手工業者1を含む)、その他、カルヴァン派のスコットランド人、スイス人、ドイツ各地からの来住者(非市民)が集っていた。Vgl., H. Wiebe, "Ein Beitrag zur Frage der Herkunft der Danziger Stadtmennoniten. Die visitatio Hoppenbruchensis Anno 1619, 6 July instituta", *Mitteilungen des Sippenverbandes der Danziger Mennoniten-Familien Epp-Kauehnen-Zimmermann*, VI (1941), 7-10. ダンツィヒのレースラウ司教に対する再洗礼派=メンノー派追放の要求は, P. Simson. *a. a. O.*, S. 232. (1559年). 343 (1579年) など。

メンノー自身も、この教団を訪れたといわれ、その後、高弟ディルク・フィリップスが1561-7年、長老の住に就いていた。1550年に先に述べたヤン・ファン・ソルのブリュッセル政府への提案によると、この教団には、相互扶助資金 buyldrager があり、貧しい信徒に営業資金を貸出していた。van Alfen, *a. w.*, p. 216.

- 61) カルヴァン派(ネーデルラント人、スコットランド人、スイス人)の教会も1570年から設立された。Arndt, "Die Danziger reformierte Gemeinde bis zu ihrer staatsrechtlichen Anerkennung im Jahre 1652", *Reformierte Kirchenzeitung*, 78. Jrg., Nr. 29(den 15. Juli) u. Nr. 30 (den 22. Juli 1928).

なお、1570年にネーデルラントから亡命した製紙工、あるいは1575年に同じくネーデルラント南部リンビュルフ公国から移住した毛織工 Tuchmacher も、これら郊外に定住したものと思われるが詳細は不明である。Simson, *a. a. O.*, II, S. 675.

買収し、この地に住みついたメンノー派を追放したものの、結局アルト・ショットラントの一角には手をつけることができず、16世紀末からは、自ら城壁外の郊外地『庭園地』Garten, とりわけノイガルテン Neugarten やザントグルーベン Sandgruben, ラングガルテン Langgarten, オーラ Ohra, ペーテルスハーゲン Petershagen での借地を許して地代収入増を計った⁶²⁾。

メンノー派など非市民は、ダンツィヒ市領で

- 62) Schumacher, *a. a. O.*, S. 37; Keyser, *a. a. O.*, S. 612; もちろん、これらの市領の郊外地での営業は、当該ツフットの成員ないしその許可をえたものに限られていた。これらの非市民の手工業が、18世紀を通して——少くとも公的に——禁止されていたかどうかは明らかではないが、ただ一例、1653年に市参事会および毛織工=麻織工ツフット das Werck der Züchner und der Leinweber が市外(とりわけオーラおよびペーテルスハーゲン)居住の50人のネーデルラント人織布工と次の協約を結んだ。即ち、1. これら織布工は、ホラント=ブラバント織に限り2年を限り、注文生産を許すが、市場向販売は一切許可しない。2. 問屋制あるいは作業場による生産・販売を行っているもののために働くことを禁止する。(1. Sollen ihren 50 Werckstellen vergünstigt sein ride auf zwei Jahr allein zu häuslichen Gebrauch, um den Lohn zu arbeiten absonderlich holländische und brabantische Arbeit, der der eigenen Arbeit aber auff den Kauff, wie sie mag nahmen haben, sollen laut F. F. Rath's Schluß von Anno 1644 gänzlich enthten. 2. Sollen die den Leuten wißentlich nicht arbeiten, die mit Leinweberwaren röhdern oder Kauffmannschaft treiben und dem Werck zu schaden offenbar laden halten, insbesondere die ihr Bürgerrecht zu verbessern aus dem Werck getreten.) このうち、確実にメンノー派と推定されるのは、16名であった。

この他、これら市外地の手工業としては、指物師・毛織職人・陶工・パン屋・ビール醸造業などのもぐり営業 Bönhase が挙げられているが、その一部、とりわけルター派のドイツ人やカルヴァン派は、追々市民権をえたのであろう。Vgl., H. Penners-Ellwart, *Die Danziger Bürgerschaft nach Herkunft und Beruf 1537-1709* (Beiträge zur Geschichte und Landeskunde Ost-Mitteleuropas, hrsg. von J. G. Herder-Institut, Nr. 13; Marburg/Lahn, 1954), S. 25.

は土地・家屋などの不動産の取得（登記）が認められず、彼等は他の市民の名義を借り、また法務官 *Instigator* に多額の金を贈って黙認してもらわねばならなかった。後1603年に漸く不動産所有が公認されたが、1650年再び取消され、その後1684年、1710年の請願も拒否され、プロイセン領編入までこの状態が続くことになったが、郊外については、メンノー派の実質的所有地はかなり多かったと思われる⁶³⁾。

このような市外居住の非市民に市内居住が許されることになったのは、漸く1656年以降のことである。即ち、スウェーデン軍に焼払われたノイ・ショットラントから21家族が市内への避難を許され、それ以後市内居住者も漸増していった。しかし、彼等は、ユダヤ人同様、市民権を持つことのできぬ被保護民の地位に置かれ——カルヴァン派は1652年に市民権を認められた——市民よりも重い租税（外国人税 *Fremdststeuer*, 保護税 *Schirmgeld*）を負わされていた⁶⁴⁾。そして、市民権を持たぬゆえにツンフトに加入できず、既存のツンフトの特権下にある業種からは締め出されていたのである。それゆえ、メンノー派の業種は、ツンフト規制に抵触しない、ないしは特許状により例外を認められた次の分野、絹の縁飾 *Bortenwirkerei*, *Posamentierei*, 火酒＝リキュール製造 *Branntweinbrennerei*, *Distillateur*, コーヒー店 *Café* に集中していた。

縁飾り——絹糸や金銀糸の飾紐やそれを縫いつけたビロード・縹子・琥珀織などの布地・ボタンなど——は、アントウェルペンなど南ネーデルラント渡来の新産業で、ダンツィヒのどのツンフトの特権とも抵触しなかったし、市当局も市外のみならず市内での製造も黙認し、市民の

子弟に徒弟として技術を伝習させた。しかし、1623年に縁飾工ツンフトが結成されてからはメンノー派の非市民の縁飾り製造への攻撃が強まった。ツンフト側は23年、ポーランド王国ヴワトスワフ二世 *Władysław II* に、非市民の縁飾り製造を禁止するよう訴えたが、国王は——恐らくダンツィヒ市当局の意を受けてのことであろう——却って、彼等に徒弟採用の自由・市内外を問わず小売・卸売・年市での販売の自由・他の生産者への委託 *Reedrei* の自由を保証する特許状を下付している。これに対してツンフト側は1629年、彼等にツンフト加入を強制しようとした。しかし市参事会はこれを認めず、彼等非市民製造業者に独自の組合を作らせ、徒弟修業証明を発行することを許している。さらに1636年には、彼等に市内外を問わず、原料の生糸を自由に購入し、羊毛・駱駝毛・絹糸・金銀糸の紐やボタン・リボンを卸売のみならず小売することも認められた。（ただし、店舗を構えることは許されず、看板を出せるのみであった。）このような特許に対して、当該ツンフトのみならず小間物商人や絹織物商人の激しい攻撃が繰返えされ、役人の嫌がらせも続発したが、遂に1648年には、非市民の製造業者による小売、ならびに非市民からの原材料購入が禁ぜられ、1677-81年の4年間には、ポーランド国内を荒れ狂ったソツィーニ派弾圧の余波でメンノー派にもその製造が禁止された⁶⁵⁾。

火酒・リキュール蒸留は、1598年にブラバントのリール *Lier* 出身のアンプロジウス・ファン・メーレン *Ambrosius van Meulen* がノイ・ショットラントに興したのが皮切りで、

63) Szper, *a. w.*, p. 24-5. 1750年にはノイガルテンのみで、13人のネーデルラント人土地所有者の名が挙げられていた。

64) M. Foltz, *Geschichte der Danziger Stadthaushalts* (Quellen und Darstellungen zur Geschichte Westpreußens 8; Danzig, 1912), S. 230.

65) Szper, *a. w.*, pp. 28-36. これらの縁飾工の経営内容は不明であるが、ここから分れてケーニヒスベルクに移った同じメンノー派の事例から見ても、4～10台の織機を集めた集中作業場や問屋制による下請は珍しくなかったであろう。Vgl., E. Randt, *a. a. O.*, S. 57.

これらメンノー派の製造業者は、イタリアや東インド産の生糸、あるいは半製品をオランダやクレフェルトなどの同宗派の商人や業者から大量に買入れていたのであろう。

1619年には火酒消費税が設けられ、1654年には8軒がこの地に営業していた。そして1655年にスウェーデンとの戦争で郊外が焼打に遭った際、市外へ——道路・水路を問わず——販売せぬこと、原料を市民から購入すること、を条件に、市内での製造・小売を市参事会から認められた。その後メンノー派はこの分野を完全に押さえ、1660年には市外のノイガルテンの2軒を含め36軒を数えた。そしてメンノー派の蒸留業者は、1704年から市民の倍額1オーム Ohm (137ℓ) 当り6グルデンの消費税を課せられていたにもかかわらず、18世紀を通じて繁栄を続け、ファン・メーレンのラックス Lachs, ゴールトヴァッサ Goldwasser をはじめとするダンツィヒのリキュールの名声はドイツ全土、そしてロシア・フランス・スペイン・ポルトガルにまで鳴り響いて、レッシングの『ミンナ・フォン・バルンヘルム』Minna von Barnhelm やクライストの『壊れ瓶』などの文学作品にも登場して親しまれていた。これは、彼等が優れた調合技術を誇っていただけでなく、プファルツの同宗派の農民から葡萄酒を、またオランダの同派の商人から砂糖や香料を安く大量に仕入れることができたことによっている⁶⁶⁾。

また、1700年頃からダンツィヒにもコーヒーや茶が伝わり、取引所の周辺にもモンベル Momber, ベーニゲン Beunigen, ウーテッシュ Utesch, フリーゼ Friese, コールマンス Coolmans などいずれもメンノー派の経営するコーヒー店が並んだ。そして彼等は、コーヒー・茶のみならず、密や香料の取引でも——香料商人たちからの激しい非難にもかかわらず——

殆ど独占的な地位を築いた⁶⁷⁾。

このように、ダンツィヒのメンノー派は厳しい差別にもかかわらず少しずつその経済的地位を向上させていった。1681年当時、市内および郊外 Vorstadt に住むメンノー派として112人の名が挙げられ、うち24人が商人、1人が金融業者 Kassierer であり、火酒蒸留業者は42人に及んでいる。(表V-1)⁶⁸⁾そして、1700年には、ダンツィヒ地区の二つの教団——ブランドル派とフリースラント派——は合せて1000人に達していた⁶⁹⁾。しかるに、1734年以来ロシア軍

表 V-1 ダンツィヒ市内および近郊のメンノー派職業 (1681年)

1. 商 人	24
2. 為替・商品仲買人	2
3. 金 融 業 者	1
4. 工 業	63
火 酒 蒸 留	42
緑 飾 工	8
染 色 工	7
サ - イ 工	3
圧 縮 工	3
5. そ の 他	11
6. 無 職・不 明	11

計 112

Verzeichnis der Mennoniten innerhalb und außerhalb der Stadt, abgedruckt von Penner, *Die ost- und westpreussischen Mennoniten*, S. 469-71.

67) Penner, a. a. O., S. 210-2.

68) この表では、緑飾り製造業者の数は、かなり少いように思われる。このリストの中では、Hans Adams, Phillipp de Veer が、外国貿易の為替・商品仲買人として有名で、火酒蒸留業者 Abraham Classen も、同様の業務に携った。この他、18世紀に入って、Jan van Hoeck (1669-1737), Abraham Dirksen (1719-1790) などの銀行家が現れている。

69) その直後の1708年のベストで、ブランドル派長老エングマン Engmann 以下408人の命が奪われたが、その後、ヴェルダー地区の農村からの流入によって回復し、1749年には229家族 (うち38が市内) を数え、137家族は裕福、92が手工業などに従事する貧しい家族であり、この他養老院に32名がいた。

このように、ダンツィヒ市内には、絶えずヴェルダーなどの農村からの流入が見られる一方、市内在住者で事業に成功したものが、農村に土地を

66) Penner, *Die ost- und westpreussischen Mennoniten*, S. 97-102; K. Kauenhoven, "Vom 'echten doppelten Lachs', vom Krambamli und der Danziger Mennoniten", *Mitteilungen des Sippenverbandes der Danziger Mennoniten-Familien Epp-Kauenhoven-Zimmermann*, VI-6 (November 1940), 181-4; Foltz, a. a. O., S. 268. Mennist という語は、火酒蒸留業者と同義に用いられ ein katholischer Mennist という言葉さえ現れていた。

の攻囲を受けて経済的に打撃を蒙ったダンツィヒの手工業者たちからメンノー派排撃の火の手が上り、市当局は遂に1749年に火酒蒸留業者・染色業者・麻織工・毛織物圧縮工に対して、その製品の販売を禁じ、また縁飾工の徒弟採用を禁止した。そして市外地でも多くの店が閉店を命ぜられた。こうした圧迫の中で多くのメンノー派がダンツィヒを去って、フリードリッヒ大王統治下で寛容政策がとられていたケーニヒスベルク、エルビング、そしてアムステルダムに移ったのである⁷⁰⁾。

表 V-2 1772年ダンツィヒ近郊(市領外)メンノー派

1. 火 酒 蒸 留 業	18 (+ 兼業 8)
2. 卸 売 商 人	4
3. 小 売・行 商 人	46
4. 手 工 業	40
5. 専 門・技 能 職 ¹⁾	4
6. 勞 働 者・雑 業	4
7. 無 職	6
8. 計	122
9. 家 族 人 口	473
10. 雇 人	63
総 計	536

1) 教師 2. 計量職 1. 産婆 1. Ludwig, a. a. O., S. 161-5.

求め農民となる例も多かった。(例えば、有名な建築技術者ウィーベ Wiebe の他、Jantzen, Bestvater, Penner, De Veer など) これは、ダンツィヒのメンノー派に加えられ続けた社会的・経済的な不愉快極まる差別のせいであろう。Penner, a. a. O., S. 393.

70) 1772年に第1次ポーランド分割によりプロイセン王国に編入されたダンツィヒ近郊村落(市領内飛地アルト・ショットラント, シュトルツェンベルク, シトリッツと、市領に接するノイ・ショットラント, オーリヴァ Oliva, シェーンフェルト Schönfeld, ラングフル Langfuhr, カルツィンカ Karczinka)のメンノー派は、表V-2に見る通り、全く非農業的の職業に従事しており、その中には、全メンノー派中最も富裕な13名中10名(商人3, 香辛料店5, 毛織物店1, 皮鞆工1)が含まれていた。Ludwig, a. a. O., S. 269. しかし、ダンツィヒ市内での営業を圧迫された市内メンノー派の大規模な来住は見られなかったようである。

エルビングでは、1531年頃からネーデルラント人亡命者の流入が目立って増え、『これら亡命者の一部は、飲屋や自宅で市民を誘い込み、その誤った教えの害毒を流し』、国憲 Constitutio により禁止されているにもかかわらずこれを冒して集会を開いている、と伝えられている。このため、この市を管轄するエルムラント司教マウリティウス・フェルバーは、エルビング市参事会に強い圧力を加えてこれら亡命者を追放させようとしたが、市参事会は消極的であった。ただし、エルビング市に滞在していた亡命者の一部は、プロイセン公国の入植に参加すべく立去った。しかし、その後1536年再洗礼派の一群が、プロイセン公国に入植すべくここに到着した。これに驚いたポメザニエン司教シュペラートゥスの要請でホーラント大管区長はその入国を拒み、彼等はそのままエルビングに止っている。そして、この後もエルビングでは、有名なギムナジウムの校長で聖餐象徴主義者のフマニスト、グナフェウスがポーランド王の圧力で辞職・退去に追いこまれたとはいえ、これら亡命者たちは40年代を通じて比較的平穏な避難場所をうることができた。しかし、これら亡命者の中心である商人・手工業者の経済活動は、手工業ツunftの反感を掻き立てずにはおかなかった。1550年、彼等の苦情申し立てを受けて、国王ズィクムント二世アウグスト Zygmund II August はエルビング市内の再洗礼派の追放を命じたが、彼等は市領域内の市民の所有地にかくまわれ、1559年には、プロイセン公国を退散した亡命者たちもこれに合流した。その後もポーランド王は、1556年のプロイセン等族議会 Landtag で再度追放を要求したが、エルビング市は市外の市領農村については何等手をつけなかったばかりか、1568年からヨースト・ファン・カンペン Joost van Campen ら何人かのメンノー派が住みついている。そして、1572年の追放令も、その実施を毎年延期された。そのうゑ 1585年には遂に2人の絹物商ヨースト・ファン・カンペンとハンス・ファン・ケーレン

Hans van Ceulen に市民権が与えられた。これは、彼等の従事している業種が既存のツンフトと競合していないことを理由としており、恐らく市当局も、ダンツィヒに対抗して、絹織物・生糸の輸入業務を自市に引きつけておこうと目論んだのであろう。そして、1590年には、フランドル派の集会所が誕生している。1612年には16人のメンノー派が市内に居住し、うち6人は1619年までに都市貴族のギルド、聖ゲオルク兄弟団 St. Georgen-Bruderschaft の会員となった。しかし、エルビング自身の経済的基盤は、18世紀を通じて絶えず沈下しつゝあり、1748年以降、ダンツィヒからの移住者を迎えた後も、市内のメンノー派の数は決して大きなものとはならず、ポーランド第一次分割によってプロイセン領に編入された1772年当時、33家族148人に過ぎなかった⁷¹⁾。

表 V-3 1772年エルビング市内メンノー派

商	人	1
火 酒 蒸	留	7
録 飾	工	2
ビール屋	台	5
小間物	商	4
その他		14
計		33

Ludwig, a. a. O., S. 235-6.

VI ダンツィヒ市領農村におけるメンノー派の入植

このように、自市の商工業と競合する外来ネーデルラント人、とりわけメンノー派の市内あ

るいは郊外定住には終始厳しい制限を課したダンツィヒ市は、市領農村への入植に関しては、他の都市や所領に先んじてこれを積極的に推進したのであった。

ドイツ騎士団領当時、ダンツィヒは城壁内の市中とその東側5ヶ村 (Bauamt) を領有していたに過ぎなかったが、1454年のポーランド王への帰属に当って、ダンツィガー・ヴェルダー Danziger Werder (Stublaue Werder), ネールング Nehrung, ダンツィヒ高地 Danziger Höhe などを授与され、さらに1530年、エルムラント司教からシャルパウ Scharpau を15,000マルクで買収し、こうして、66ヶ村 450km²の広い農村地域の領主となった。そして、これら全領域は1585年のシュテファン・パトリ王の特許状により、最終的に確認され、1792年のプロイセン王国編入まで変ることなく領有し続けた。しかし、その大部分は海面下ないし海拔2m以下の低湿地で、とりわけエルビング・ヴァイクセルの河口地帯 Weichselhaffkampen の泥洲は水鳥の天国のまゝ放置され、夏の短期間だけ放牧地として利用されたに過ぎなかった⁷²⁾。

ダンツィヒ市はもちろん、ドイツ騎士団の撤退以来中断していたこれら低湿地を干拓する堤防建設や排水路開削の事業を再開し、市長エーベルハルト・フェルバー自らこれを地代年1400マルクで請負った。しかし、フェルバーは、その後市民の排撃運動の的となって1525年市長を

71) Penner, a. a. O., S. 56-60, 102; Ludwig, a. a. O., S. 50; 市民権を与える際の宣誓 Bürger-Eid は、メンノー派の教義と正面から衝突したが、エルビング市は、Ja, Nein のみで宣誓と認め——ダンツィヒの抗議を押して——市民に採用した。そして、その後は、1642年のザハリアス・ヤンスゾーン Zacharias Jansz. のように葡萄酒商人の場合にも市民権が授与されている。Szper, a. w., p. 68, n. 2. なお、エルビングでも、メンノー派には卸売商業が1614年に禁止され、家屋の購入もルター派に優先権が認められるなど、差別はあったが、ダンツィヒよりは遙かに緩かであった。

72) ダンツィヒ市領の農村地区の一覧は、Foltz, a. a. O., S. 510-6; G. Dabinnus, *Die ländliche Bevölkerung Pommerellens im Jahr 1772 mit Einschluß des Danziger Landgebietes im Jahre 1793* (Beiträge zur Geschichte und Landeskunde Ost-Miteuropas, hrsg. von J. G. Herder-Institut, Nr. 6; Marburg/Lahn, 1953), S. 151-6 を参照。このうち、Bauamt とは、市の建築部 Bauamt がその行政も担当したのでこの名がつき、1454年、大・小プレーネンドルフ Gr. und Klein Plehnendorf が追加された。またダンツィヒは、ポーランド王への貸付の担保として、西隣のプロツク (プッツィヒ) のシュタロスタイ Starostei Putzig を1455年から保有したが、1545年に返還させられた。

辞しこの契約も更新されることなく終った。しかるに、1520年から相次ぐ洪水、とりわけ1540年と1543年の堤防決壊は、市のすぐ東側のヴェルダー低地10ヶ村を水びたしにしたから、市自身が浸水の危険に脅かされることになった。しかし、旧来からのドイツ人農民は、その土地保有に対して義務づけられていた排水路開削の資金もなくまたその能力も欠いていたため、地代を支払うことができず、市民に土地を売ろうとし、あるいは補償を受けて自発的に退去しようとするものが続出した。市側は、これを機に、これらの村々の住民をヴェルダー内の高地の村々にゲルトナー Gärtner として移し、その跡に、ネーデルラント系亡命者を入植させた。当時、こうした冠水した低湿地を干拓して牧草地に変える能力を具えていたのは、ネーデルラント人をおいてなく、そのために市は再洗礼派＝メノール派の信仰にも目をつぶったし、またこの機会に、14世紀以来固定され、実質上甚しく低下した地代を一気に引上げようと試みたのである⁷³⁾。

まず、1547年3月27日、プロイセン公アルブレヒトの事業代理人として1539年以来活躍して来たネーデルラント人ヘルマン・ファン・ボンメル Herman van Bommel と、オストプロイセンのシェーンベルク入植地になお止まっていたテンニエス・フローリッセン Tönnies Florissen が、シャルフェンベルク Scharfenberg, ランダウ Landau, シュペールリングスドルファー・ブルーフ Sperlingsdorfer Bruch をクーム法により、世襲的に永代 erblich und ewiglich 保有し、最も適当な方法で耕作・利用することを認められた。そして入植者は隣村に迷惑をかけぬ限り自由に掘割を設けて排水風車により水を掻き出すことを許され、また堤防賦役を含め一切の賦役を免除された。なお、村役人 Schulz の選任も村民の自由に委ねられ

た。地代は、最初の5年間は全免、その後はフーフエ当り年4マルクと定められた。この場合には、実際には名義人兩名以外に、テンニエス・フローリッセンの兄弟と思われるアドリアン Adrian, それにヨーハン・メラー Johann Möller, ペーター・ヤンツェン Peter Jantzen, ヨーハン・コンラット Johann Conrad の計6人が、シャルフェンブルクでそれぞれ5フーフエを保有し、本土地保有者 Stambesitzer と称せられ村長を順番に出していた。恐らく彼等が必要な資金を提供したのであろう。そして、実際の入植者は本土地保有者から再小作 Unterpacht しており、1675年には16経営を数えた。これらの入植者は、フローリッセンの場合と同様、1543年の信仰取調に怯えて、シェーンベルクなどのオストプロイセンの入植地を逃げ出した人々を中心としていたに違いない。例えば、1539年のシェーンベルク入植の代表者の一人、ラウ Lau の一家やヒレブランド・レイケ Hillebrand Rycke などが再小作人 Unterpachter の間に見出されている⁷⁴⁾。

これに対して、ライヘンベルク Reichenberg の48フーフエを同様の条件で与えられたフィリップ・フレッセンは、ダンツィヒ市の安全保証状 Geleitsbrief を得て、入植者勧誘のためネーデルラントに赴いているが、どれだけの農家を募るのに成功したかは詳かではない。シュメルブロック Schmerblock の60フーフエも1552年2人のダンツィヒ市参事会員(ヨーハン・シ

73) Foltz, a. a. O., S. 190. ポーランド王に対するダンツィヒ市当局の弁明(ダンツィヒ市領農村農民の立退きについて、±1555年)は Szper, a. w., Bijlage I.

74) Penner, *Ansiedlung*, S. 12-13. ヘルマン・ファン・ボンメルは、ヘルダーラント公の庶子でフロニゲン総督であったカレル・ファン・ヘルレ Karel van Gelre の宮廷付司祭で、恐らく1536年に一緒にダンツィヒに渡り、後、オストプロイセンのメーメルを根拠地に、アルブレヒト公の色々な事業の代理人を務め、その子孫の一部はここに止まり、大土地所有者＝貴族となった。Schumacher, a. a. O., S. 62. なお、ヤン・ファン・ソルは、彼をメノール派のリーダーに数えているが、彼は1550年にダンツィヒ市民となったところから見て、恐らくはルター派であったものと思われる。Van Alfen, a. w., p. 217. またアドリアン・フローリッセンについては、21頁、注53。

表 VI-1 ヴェルダーにおけるメンノー派入植地

	±1955年		1613年	
	旧地代 (マルク)	新地代 (マルク)	フーフエ 数	フーフエ** 数
Scharfenberg	20	108	27(+3*)	30.5
Laudau	39	108	27(+3*)	30.5
Weßlincke	10	160		44.7
Reichenberg	10	172	48	41.7
Schmerblock	12	220		56.9
Altefehr				17.3
Schönrohr				13.2
	91	768		234.8

* 免租地

** この他 Bauamt の Plehnendorf 12.2, Neuen-
dorf 22.4, Krauskrug-Rückfort 4.0, 計 38.6
フーフエ。Penner, *Ansiedlung*, S. 15; Szper,
Nederzettingen, pp. 232-34.

ユトウテ Johann Stute 他) とその共同事業
業者, ヴァルター・フォン・ホルテン Walter
von Holten, ゲルト・クラウセン Gert Clau-
ssen (Klassen), フリードリッヒ・ゲルトソン
Friedrich Gertson (Görtz) に授与され, ネー
デルラント系メンノー派が入植しているし, ヴ
ェスリンケ Weßlincke も1552年, ダンツィヒ
市民に授与されたうえ, 更にネーデルラント人
メンノー派に再小作に出された。こうしてヴェ
ルダーの5つの廃村から, ダンツィヒ市は実に
768マルクの年収をうるができるようになり,
これまでクルム法により固定され, 実質上
は大幅に低落していた旧来の地代収入91マルク
を一挙に引上げることができた。またケーゼマ
ルク Käsemark は, 海面下の低地ではなかつ
たが堤防に近いため水びたしとなり, 結局住民
は残った資産の補償を受けて立ち退いている。
もちろん, このような旧来からの農民の土地回
収とネーデルラント人への貸与は, 旧村民の抵
抗を惹起さずにはおかなかった。彼等はポー
ランド国王ズィクムント二世アウグストにその不
当を上訴したが, ダンツィヒ市当局は, 彼等が
水没耕地を復興する能力のないことを盾に, そ
の措置の正しさを主張し, 国王もダンツィヒが
市領農村の農民に対しては完全な裁判管轄権を
有することを承認して, 手を引いた。その後,

同様にして, アルテフェール (ブライトフェル
デ) Altefehr (Breitfelde) が, 1556年, 市参
事会員ヨーハン・プロイテ Johann Proite に
授与され, ネーデルラント人の入植が進んだ。
また, シェーンロールも, 1613年までに圧倒的
にネーデルラント人の居住地となった⁷⁵⁾。な
お, 同じくオストプロイセンを退散したネーデ
ルラント人の大規模な入植としては, 1559年の
クローネンホーフ=ヴォルデル Kronenhof u.
Wordel の52フーフエがあり, すでに触れたシ
ェーンベルク村の入植事業の代表者の一人であ
ったフーフー・マティアス Hugo Matthias
(Huygh Mattysz.) が市からこれを借りてい
る。その後ネーデルラント系メンノー派の入植
地は, 新しい亡命者の流入や子弟の分家により,
ヴェルダー内のツェンダー Gr. und Kl. Zün-
der, ヴォースラフ Woßlaß, シェーナウ
Schönau, シュビーリングスドルフ Spielings-
dorf, ヴァイスホーフ=シャイベ Weißhof-
Scheibe, バウアームトのプレーネンドルフ Gr.
u. Kl. Plehnendorf, ノイエンドルフ Neu-
endorf, 市域内の貴族, 修道院=養老院領飛地
であるクヴァーデンドルフ Quadendorf, クラム
ピッツ Krampitz, ノインフーベン Neunhub-
en, ナッセンフーベン Nassenhuben, ホッホツ
ァイト Hochzeit, ヴィスワ対岸のホイブーデ

75) Penner, *Ansiedlung*, S. 15-16; Szper, *a. w.*,
pp. 44-5. ヴェルダー地区では, 1566年にライヘ
ンベルク近くで, 4フーフエ22.5モルゲンが,
Phillip Albrecht と Jan Petersen に20年の長
期借地で(3年間免除, 後, 1モルゲン当り1.75
マルク)貸出されている。ヴェスリンケでは, 1622
年に Cornelis Jansen が1フーフエ25モルゲン
(1モルゲン当り3¼マルク)を, 1631年には,
Andreas Jansen が2フーフエ26モルゲンを借
地している。シェーンロールでは Andreas Hein
が, 1604年から, 10年契約で10フーフエ3.5モルゲ
ンをモルゲン当り4¾マルクで, 8フーフエ17.1
モルゲンを2.5マルクで借りている。グレービン
Grebin では, Joachim Hein が1632年に1フーフ
エ15.5モルゲンを1モルゲン5マルクで借り出
していた。

表 VI-2 ダンツィヒ市領農村におけるメノン派農民の経営規模

年	フーフェ 総数	規 模 (フーフェ)									経 営 総 数
		8	6	5	4	3.0 3.9	2.0 2.9	1.0 1.9	0.1 0.9	0	
Scharfenberg	1675	38.5			1	3	8	4			16
(30)	1725	38.5			1	4	6	5			16
	1748	18.6			1	3	1				5
	1763	10.3			1	2	1				4
Schmerblock	1675	53.5				2	8	20	1	1	32
(57)	1725	60.8				2	10	21	1	1	34
	1748	10.8					3	3			6
	1763	4.9					1	2			3
Woßlaff	1675	48.5		1	1	3	12				18
(57)	1725	43		1	2	4	8	1			16 ¹⁾
	1748	31		1	2	4	5			1	12 ²⁾
	1763	34.2	1		1	7					10
Neuendorf	1675	25.5			2	1	6	2	1		12
(20)	1725	26			2	2	5	2			11
	1748	16			1	1	4	1			7 ³⁾
	1763	5.8						2	1		3
Neunhuben ⁴⁾	1675	10					1	4	3		8
(9)	1725	10					2	4			6
	1748	10					2	4			6
Krampitz	1675	18.3				1	4	5			10
(7)	1725	19.8				1	5	5			11
	1748	13.3					3	6			9
Freienhuben	1734/37	38.1					3	5	8	1	17
(47)	1765	38.4					3	9	4	3	19
	1771	16.5					1		2	1	4

1) + 非メノン派 3

2) + 非メノン派 8

3) + 非メノン派 5

4) 貴族領

() 1992年の村落フーフェ数

H. Penner, *Ansiedlung*, S. 72, 77, 81-2.ン Heubuden へと拡散していった⁷⁶⁾。

また、16世紀末からは、ビンネン・ネールン
グ Binnen-Nehrung やシャウパル Scharpau,
そしてハフカンペンの一部に入植が進んだが、
これら第2代目の入植の多くは、旧入植地を基

地とし、資金や家畜を準備したものであった。
ダンツィヒ市当局は、1593年、一挙に200フー
フェ(66戸)の造成によって8つの新村の建設
を企てたが、入植条件が折合わずまた一度にこ
れだけの希望者をうるることができず実現を見な

76) 市当局は、この土地を長期借地 *Emphyteusis* で
貸出し、マテイスゾーンは自費を投じてこれを干
拓した。しかるに、この契約に対して市民から非
難が出たためか、市当局は契約書を手渡さなかつ

た。このため、漸く土地が収穫を上げるようにな
った時、マテイスゾーンは契約書の交付を強く要
求し、ポーランド王に訴えてこれを得た。(国王
の命令書は、Szper, a. w., Bijlage III)。

かった⁷⁷⁾。このため、市は、17世紀初頭のプリンツラファーフエルダー *Prinzlafferfelder* (1641年フライエンフーベン *Freienhuben* と改名) のような新村 (20.5フーフエ) を別とすれば、既存の村落内、あるいは村外の低湿地に個々に、数フーフエ単位で入植させた。

最後にシャルパウでは、1562年にブルーナウ、1592年にティーゲオルト *Tiegeort* の騎士団領時代からの村落内に入植したのに続き、アルテバッケ *Altebakke*、バイエルホルスト *Beyerhorst*、ズーゼヴァルト *Susewald*、シャルパウ、シュヴェンテカンブ *Schwentekamp*、カルテヘルベルゲ *Kalteherberge* といった新しいメンノー派の村落が17世紀のうちに誕生している⁷⁸⁾。

しかし、これらダンツィヒ市領農村のメンノー派は、17世紀後半から18世紀を通じて次第に減少して行き、もっと恵まれた条件の入植地、ティーゲンホーフ御料地 *Tiegenhofer Ökonomie*、バーアヴァルト領 *Bärwaldisches Gebiet*、マリーエンブルク御料地 *Marienburg*

Ökonomie に移り住む傾向にあった。それは何よりもまず、ダンツィヒ市が採った契約方式のせいであった。他の諸地域では、メンノー派は殆どが集団 *Nachbarschaft* として入植契約を結び、その借地期間も30～40年の長期借地 *Emphyteusis* によっていたのに対し、ダンツィヒ市当局は、16世紀半ばの初期のクルム法による土地保有を別にすれば、できる限り5年という短期契約 *Miet* を個々の農民と結び、貨幣価値の下落に対応するのみならず絶えず有利な地代改訂を目論んでいたし、剩つさえ、地代未納に備えて抵当権を設定していた⁷⁹⁾。

さらにルター派による信仰への圧迫も、メンノー派の生活を脅かしていた。1570年、市は新生

表 VI—3 ダンツィヒ市領農村の地代負担 (1790年)

		A	B	
		フーフエ	地代 fl. ¹⁾	B/A
Bauamt	クルム法	85.3	9,164	107.3
	長期借地	16.8	1,085	64.8
	短期借地	27.4	19,082	696.4
Werder	クルム法 I ²⁾	898.8	13,513	15.1
			9,603 ³⁾	10.8
	II ⁴⁾	233.4	5,208	22.3
	長期借地	118.0	15,777	133.7
	短期借地	72.3	18,598	257.2
Nehrung	長期借地	514.4	20,466	39.8
Scharpau	クルム法	37.1	841	22.7
	長期借地	267.3	11,902	44.5

1) fl.=Gulden=1.5 Mark 2) 旧ドイツ騎士団村落

3) 賦役代納金

4) メンノー派入植村落 *Altefehr*, *Landau*, *Reichenberg*, *Scharfenberg*, *Schmerblock*, *Schönau*, *Spielingsdorf*, *Weßlincke*.

M. Foltz, *Geschichte der Danziger Stadthaushalts* (Danzig, 1912), S. 510-16.

79) たとえば、ヴェスリンゲのヤン・コルネリッセン *Jan Cornelissen* は1642～7年に1フーフエ20モルゲンを1モルゲン当り5マルクで借地したが、地代はその後——貨幣価値はほど安定しているなかで——47～52年に5.5マルク、52～57年に7.5マルクと、5割も引上げられた。同じく、ヴェルダールのグレービンでも、前述のヨハヒム・ハインの借地は、1632年モルゲン当り5マルク、42～47年、6.5マルク、47～62年7マルク、65～70年7.5マルクと上昇を続けた。Szper, *a. w.*, pp. 48-9.

77) 市当局は、25フーフエずつ8ヶ村を建設し、各入植者に3フーフエを予定した。地代は、10年間1フーフエ7.5マルク、以後15マルクとされ、その後引上げる可能性も残している。また義務不履行の場合、市は土地を回収しうることを、保有地の無断売却、分割を禁止し、2～3男には小地片しか分与しえぬことを定めていた。Penner, *a. a. O.*, S. 26.

78) ネールングやシャルパウの個々の入植地については、Penner, *a. a. O.*, S. 37-42; ネールングの東端、シュトゥットホーフ *Stutthof* の正確な入植の年は不明であるが、少なくとも1665年には、村長ヤーコブ・ベストファーター *Jacob Bestvater* 以下の村民団体 *Nachbar* に2.5フーフエを5年契約で、モルゲン当り、2マルクで貸出している。Szper, *a. w.*, p. 238, Bijlage IV の契約書を参照。シャルパウの大きな入植地は、アルテバッケとバイエルホルストであるが、1727年には、前者に18経営 (22フーフエ25モルゲン)、後者は12経営 (17フーフエ5モルゲン) が定住していた。

ネールングは、最初から短期借地で、1780年代に入って、やっと長期借地に切換えられた。なお、パウアムトやヴェルダールについては、市はクルム法による農民保有地以外は、できるだけ短期借地の方針をとったと思われる。

児に生後3日以内に洗礼を施し、ルター派の教会税として、フーフエ当り1.5マルクを抛出するよう、違反者には罰金をもって厳命した。恐らくメンノー派は飽くまでもこの命を拒み罰金も払わなかったと思われるが、このルター派の教会税は次々に生れる新村でも要求され続けた。また1613年のスウェーデン＝ポーランド戦争に際して市当局が農民をも市民軍に徴兵したのに対し、メンノー派はこれを断固拒否し、市当局との間に紛争が生じた。結局この問題はメン

ノー派がフーフエ当り3.5グルデン(5.25マルク)を代納することで妥協が成立した。その後、とりわけ、スウェーデンとの戦争(1655～60年)による荒廃とダンツィヒの経済的衰退の中で、メンノー派への風当りは強まり、1660年から、公けにはメンノー派の礼拝が禁止されたのである⁸⁰⁾。

こうした様々の圧迫と戦禍、風水害が相俟って、メンノー派のダンツィヒ領からの流出が相次いでいったのである。

80) Penner, *Ansiedlung*, S. 22; ders., *Die ost- und westpreussischen Mennoniten*, S. 115-19. 1650年には、『メンノー派批判』*Informatio contra mennonistas* という匿名のパンフレットが流布されていた。